

県本部各部課長 殿  
県下各警察署長

共	10	03	00	永年
---	----	----	----	----

宮本生企第587号  
平成19年4月26日  
宮城県警察本部長

#### 自転車防犯登録制度の運用の見直しについて（通達）

自転車防犯登録制度については、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」（昭和55年11月25日法律第87号。以下「自転車法」という。）に基づき、宮城県公安委員会が、社団法人宮城県防犯協会連合会（以下「県防連」という。）を自転車の防犯登録を行う者として指定し、「宮城県警察自転車防犯登録実施要綱の制定について」（平成6年6月15日付け宮本防第1340号。以下「旧通達」という。）により実施してきたところであるが、このたび、県防連が別添「宮城県自転車防犯登録実施要領」（以下「要領」という。）を新たに制定したことに伴い、その運用を改め、本年5月1日から実施することとした。

これに伴い、自転車防犯登録制度の一部が見直されることとなったものであるが、その見直しの趣旨、見直し要点及び自転車防犯登録照会業務要領並びに運用上の留意事項については、下記のとおりであるので事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、本見直しの実施に伴い、旧通達は廃止する。

#### 記

##### 1 見直しの趣旨

自転車利用者等は、「自転車法」に基づき、自転車の盗難の防止及び盗品である自転車の回復を図るため、自転車防犯登録を受けなければならないこととされているが、登録業務の迅速化等登録制度の効率的、効果的な運用を図るため見直すこととしたものである。

##### 2 改正要点

###### (1) 運営

自転車防犯登録の運営については、宮城県公安委員会から指定を受けた県防連が主体であることを明確にし、県防連が警察並びに宮城県自転車軽自動車商業協同組合（以下「県自転車組合」という。）及び自転車の小売を業とする者（以下「登録店」という。）の協力を得て行うものとした。

###### (2) 登録証及び登録カードの作成等

登録証及び登録カードは、県防連が作成し、県防連及び県自転車組合から登録店に提供されていたが、県自転車組合を通じて登録店に提供する方式に一本化された。

###### (3) 登録カードの様式等

自転車防犯登録の登録業務の迅速化を図るため、登録カードの様式が改められるとともに、登録店から警察署を経由し県防連に送付していたものを、登録店から直接、県防連に送付する方式に改められた。

###### (4) 登録カードの保管義務等

登録カードは従来どおり県防連及び登録店が保管することとするが、要領においてその保管義務及び守秘義務が明らかにされた。

###### (5) 登録店の廃止

要領において登録店の廃止に関する手続きが定められた。

### 3 自転車防犯登録照会業務要領

#### (1) 自転車防犯登録に関する市町村等からの照会

市町村からの自転車防犯登録に関する照会への対応については、次のとおりとする。

##### ア 対応窓口

##### (ア) 宮城県内の市町村等からの照会

宮城県内の市町村等からの照会については、当該市町村を管轄する警察署生活安全課が対応するものとする。ただし、仙台市自転車等放置防止条例（昭和62年仙台市条例第10号。）に基づき撤去された自転車の照会については、仙台市警察部庶務課が対応するものとする。

##### (イ) 宮城県以外の市町村からの照会

宮城県以外の市町村からの照会については、生活安全部生活安全企画課が対応するものとする。

##### イ 照会の方法

照会は、防犯登録番号又は車体番号により行い、氏名による照会を行わないものとする。

#### (2) 職員が行う自転車防犯登録照会

職員が行う自転車防犯登録の照会については、別に定めるところにより、適正に行うものとする。

### 4 運用上の留意事項

#### (1) 職員への教養等の徹底

各所属においては、自転車の盗難防止や被害回復等という自転車防犯登録制度の趣旨を職員に周知徹底するとともに、あらゆる活動を通じ自転車防犯登録の普及を図ること。

また、自転車防犯登録制度の重要性を理解し、迅速かつ適正な事務処理に努めること。

#### (2) 情報管理の徹底

自転車防犯登録には、個人情報が含まれていることから、その適正な取扱いについて徹底すること。

## 宮城県自転車防犯登録実施要領

### (目 的)

第1 この要領は、自転車の防犯登録の実施に関し、必要な事項を定めることにより、自転車の盗難を防止するとともに、盗難に遭い又は遺失した自転車の発見及び迅速な回復に資することを目的とする。

### (運 営)

第2 本要領による防犯登録の運営は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号。以下「自転車法」という。）第12条第3項の規定により、宮城県公安委員会から指定を受けた社団法人宮城県防犯協会連合会（以下「県防連」という。）が主体となり、宮城県警察及び宮城県自転車軽自動車商業協同組合（以下「県自転車組合」という。）並びに自転車の小売りを業とする者（以下「登録店」という。）の協力を得て行うものとする。

### (防犯登録の定義)

第3 この要領において、防犯登録とは、第1の目的に資するため、登録店が、自転車の所有者等の求めに応じて当該自転車の所有者の住所、氏名、車体番号、メーカー名等、当該自転車の所有者を確認するために必要な事項に関する記録（以下「登録カード」という。）を作成し、当該自転車の所有者を明らかにするための証票（以下「登録証」という。）を当該自転車にちょう付するとともに、登録カードの内容を電算登録することをいう。

### (防犯登録の対象)

第4 防犯登録の対象とする自転車は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車（ペダル又はハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車であって、身体障害者の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のものをいう。）とする。

### (公安委員会の指定する市町村)

第5 自転車法付則第3項で規定する公安委員会が指定する市町村は、宮城県内の市町村全域とする。

### (登録の種別)

第6 登録の種別は、次のとおりとする。

#### 1 新規登録

新たに自転車を購入した場合、又は中古品の譲り受け若しくは交換等をした場合

で、登録していない自転車を対象に行う登録をいう。

## 2 登録事項の変更登録

登録を受けた自転車を買い受け、譲り受け、若しくは交換等により所有者が変更したとき、又は登録を受けた自転車の所有者の住所、氏名、電話番号等に変更が生じたときに行う登録をいう。

### (登録店の指定と標札の表示)

第7 登録店になろうとする者は、県防連に対して加入申込書（様式第1号）により申請し、標札（様式第2号）の交付を受けるものとする。

2 登録店は、標札を店舗の見やすい箇所に掲出し表示するものとする。

### (登録証及び登録カードの作成等)

第8 県防連は、登録証及び登録カードを作成し、県自転車組合を通じて登録店へ提供するものとする。

2 県防連は、登録店が、この登録の趣旨に反する行為をした場合において、登録実施上支障があると認められるときは、登録証等の提供を停止することができるものとする。

### (登録証受払台帳の備付)

第9 県防連、県自転車組合（支部を含む。）及び登録店は、登録証受払台帳（様式第3号）を備えて、その取扱い状況を明らかにしなければならない。

### (登録の手続き)

第10 登録店は、自転車販売時等機会あるごとに自転車の利用者に登録制度について説明を行うとともに、登録の推奨に努め、登録の申し込みを受けたときは、速やかに責任を持って登録の手続きをしなければならない。

### (登録証のちょう付)

第11 登録店は、登録に当たっては、自転車の車体の見やすい箇所に登録証（様式第4号）をちょう付するものとする。

### (登録カードの様式等)

第12 登録カード（様式第5号）は登録年月日、登録番号、車体番号及び所有者の住所、氏名等を記載するもので、登録店用、県防連用及びお客様用の三葉からなるものとする。

2 登録店は、登録を行うときは、前項の登録カードに所定の事項を記入するものとする。

3 登録店用は登録店で保管し、県防連用は直接県防連に送付し、お客様用は申込者に交付するものとする。

(入力データの作成)

第 13 県防連は、送付を受けた登録カードを点検し、電算入力データを作成するものとする。

2 電算入力データは、その都度宮城県警察本部生活安全企画課に送付するものとする。

(登録の有効期間)

第 14 防犯登録の有効期間は7年間とする。

(登録カードの保管)

第 15 県防連及び登録店は、登録カードを有効期間中保管するものとする。

(登録の費用)

第 16 新規登録に要する費用は500円(非課税)とし、登録を受けようとするものが負担するものとする。

(守秘義務)

第 17 作成された登録カードは個人情報であることから、県防連、登録店は、登録カードの盗難、紛失、汚損、毀損等がないよう適切な保管に努めるとともに、そのデータを外部に漏洩することのないようにするものとする。

(登録店の廃止)

第 18 登録店を廃止しようとする場合は、あらかじめ廃止届(様式第6号)により県防連に届け出るものとする。

(指導)

第 19 県防連は登録店に対し、自転車の防犯登録の実施に関し、円滑に推進するよう指導するものとする。

付 則

この要領は、平成19年5月1日から施行する。



## 自転車防犯登録店加入申込書

平成 年 月 日

社団法人宮城県防犯協会連合会 殿

私は、(社)宮城県防犯協会連合会が実施する自転車防犯登録制度の趣旨に賛同し、関係諸規定を遵守し、次のとおり加入を申込みます。

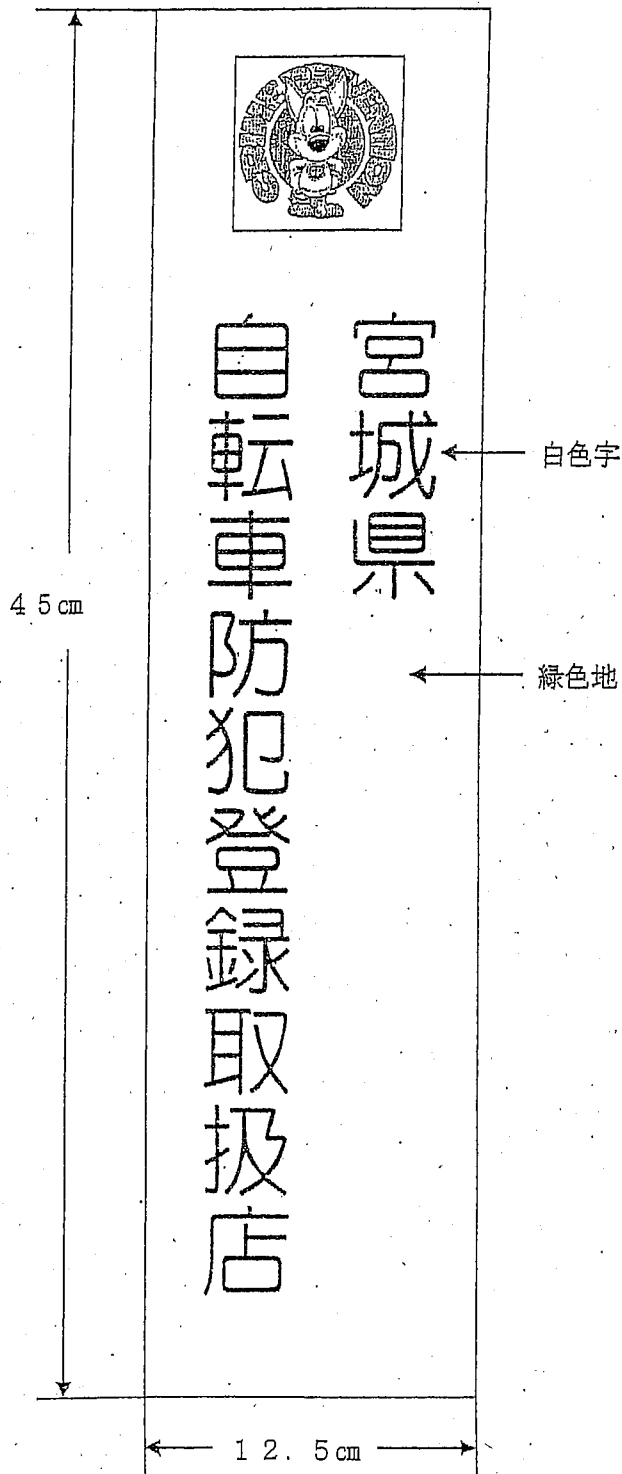
加入 申 込 者	住 所	〒      ー	
		加入電話番号	(      )
氏 名	(印)		
登 録 店	所 在 地	〒      ー	
	名 称		
		加入電話番号	(      )
※ 登 録	登 録 店 コード番号		
	登録年月日	平成 年 月 日	
	管轄警察署		

- 注) 1 ※欄は、記入しないでください。  
 2 申込書は、(社)宮城県防犯協会連合会(〒981-0915仙台市青葉区通町一丁目6番9号☎022-274-4796)に提出してください。





標 札

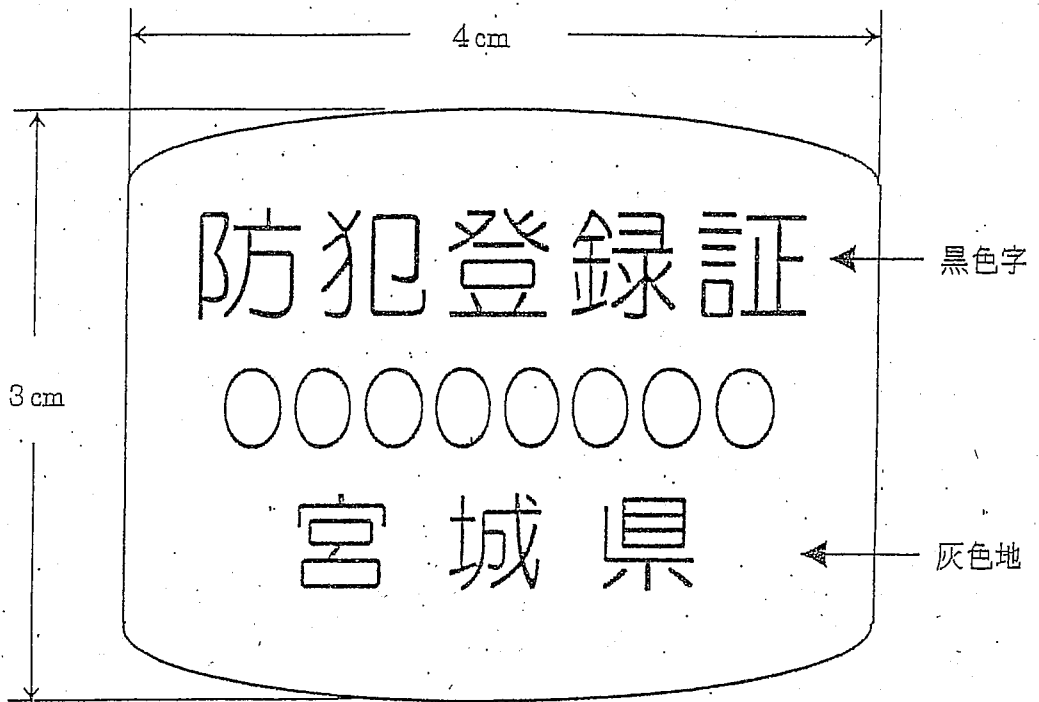








# 登録証





登録カード（登録店用）

①登録区分	(1新規 2修正 3異動 9削除) (該当する番号を記入して下さい)													
②登録年月日	4				年				月				日	(登録年は和暦で記入して下さい)
③防犯番号														(防犯番号は、登録証と同じ番号を記入して下さい)
④車体番号														(左詰めで記入して下さい)
⑤郵便番号														(郵便番号は、必ず記入して下さい)
⑥住所(漢字)														
⑦氏名(フリガナ)														
⑧氏名(漢字)														
⑨電話番号														
⑩車種	0	6	(何も記入しないで下さい)											
⑪メーカー名			( )											
⑫塗色	1	2	(何も記入しないで下さい)											
⑬登録店コード			(必ず記入して下さい)											
													領収書・登録店	¥500円(非課税) 自転車防犯登録として領収しました。

注1 防犯登録の有効期間は登録年月日から七年間です。  
注2 このカードは盗難保険では  
ありません。  
※お客様に関する個人情報  
は自転車防犯登録関連の目的  
以外には使用しません。

登録カード（県防連用）

①登録区分	(1新規 2修正 3異動 9削除)													
②登録年月日	4				年				月				日	
③防犯番号														
④車体番号														
⑤郵便番号														( )
⑥住所(漢字)														
⑦氏名(フリガナ)														
⑧氏名(漢字)														
⑨電話番号														
⑩車種	0	6												
⑪メーカー名			( )											
⑫塗色	1	2												
⑬登録店コード														
													登録店名	

注1 防犯登録の有効期間は登録年月日から七年間です。  
注2 このカードは盗難保険では  
ありません。  
※お客様に関する個人情報  
は自転車防犯登録関連の目的  
以外には使用しません。

登録カード（お客様用）

①登録区分	(1新規 2修正 3異動 9削除) (該当する番号を記入して下さい)													
②登録年月日	4				年				月				日	(登録年は和暦で記入して下さい)
③防犯番号														(防犯番号は、登録証と同じ番号を記入して下さい)
④車体番号														(左詰めで記入して下さい)
⑤郵便番号														(郵便番号は、必ず記入して下さい)
⑥住所(漢字)														
⑦氏名(フリガナ)														
⑧氏名(漢字)														
⑨電話番号														
⑩車種	0	6	(何も記入しないで下さい)											
⑪メーカー名			( )											
⑫塗色	1	2	(何も記入しないで下さい)											
⑬登録店コード			(必ず記入して下さい)											
													領収書・登録店	¥500円(非課税) 自転車防犯登録として領収しました。

注1 防犯登録の有効期間は登録年月日から七年間です。  
注2 このカードは盗難保険では  
ありません。  
※お客様に関する個人情報  
は自転車防犯登録関連の目的  
以外には使用しません。





自転車防犯登録店廃止届

平成 年 月 日

社団法人宮城県防犯協会連合会 殿

自転車防犯登録店を廃止したのでお届けします。

登録店コード番号			
登録店名			
廃止年月日		年 月 日	
廃止届出者	住所	〒 ー	
		加入電話番号	( )
	氏名		
※登録	廃止登録年月日	年 月 日	
	備考		

- 注) 1 ※欄は、記入しないでください。  
 2 届出書は、(社)宮城県防犯協会連合会(〒981-0915仙台市青葉区通町一丁目6番9号TEL022-274-4796)に提出してください。

